2020年度 関西学院大学ロースクール D日程

一般入試 (法学既修者)

刑法問題

《15:30~16:50》

〇開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Xは、Aマンションの1階にあるB医院に通院していた。B医院では、医師C と通いの看護師兼事務員Dとの二人で、平日の午前8時ころから午後7時ころまで外来患者の診療にあたっており(土日祝日は休診)、入院設備はなく当直員なども置いていないため夜間は無人となっていた。

Xは、Dに言い寄ったがふられたことで立腹し、嫌がらせでB医院に侵入し、Dの机にある書類をごみ箱に捨てて困らせてやろうと考えた。某日の深夜1時ころ、Xは無旋錠の西側裏ロドアから侵入し、ライターを明かりにして、B医院事務室にあるDの机に向かった。その際、Dの机上にCとDが恋人であることがわかる写真立てを発見し、Xは憤慨した。そこで、書類を捨てるだけではあきたらぬと、同事務室において、所携のライターで机上の書類に点火し、その上にカルテなどの多数の書類を積み重ねて燃え上がらせた。その炎は、同室の壁、天井などに燃え移った。Xはそれを見て立ち去った。たまたまAマンション付近を通りがかった通行人の通報により消火活動がなされ、火はその後すぐに消し止められた。

Aマンションは、C所有の鉄筋 5 階建のマンションで、住戸数は12戸あり、当時 2 階以上にCら一般入居者10世帯が居住していた。同マンションの1階には、B 医院のほか、玄関ホール、車庫、電気室等が存在するが、B 医院は同マンションの他の区画と鉄筋コンクリート製の壁、天井などで画された独立した区画となっていた。また、同マンションは、他区画へは容易に延焼しない優れた防火構造を有する建物であり、各区画相互間には開口部が全くないため、これらの部分から他の区画へ延焼することは考えられないものであった。仮に延焼するとしても、一区画で発生した火災の火勢が強くなって炎が窓ガラスを溶かし建物の外部に吹き出し、風などの状態によって炎が上階あるいは隣の区画の窓に直接当たり、さらにその窓ガラスが熱で溶けるような悪条件の重なったごく例外的な場合に限られていた。

「設問〕

この事例における、Xの罪責について論じなさい(特別法違反は除く。)。

2020年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D日程:刑法】

≪出題趣旨≫-

本問は、仙台地判昭和58年3月28日刑月15巻3号279頁(後述)を素材に、放火罪におけるいわゆる建造物の一体性(一個性)を問うものである。建造物の一体性においては、多数の住人のいるマンションのうち誰も住んでいない一室やエレベータに火をつけ、その内部のみを焼損した場合や、寺社(神社仏閣)や学校の校舎の人のいない部分に火をつけたが、そこと社務所や宿直室とが渡り廊下等で繋がっていた場合に、全体として一個の建造物であるとして、放火して「現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物」を焼損したことになり、刑法108条の放火罪となるか否かが問題となっている。

解答に際しては、この問題に触れつつ、放火罪の成立要件に沿って検討を行うことが肝要となる。また、本問では、刑法130条前段の住居等侵入罪の成否と、放火罪との罪数関係も問題となる。この点の検討も行ってほしい。

《解説・講評≫-

<解説>

[設問]

以下では、建造物の一体性の点についてのみ若干の解説を行う。後述のように、外観上は一つの建物の中に、現住の区画と非現住かつ非現在の区画が分かれていることがある。そして、耐火構造や防火設備等により、一区画に放火しても他区画に延焼する可能性がない場合もある。ここで、非現住かつ非現在の区画に放火しても、居住部分への延焼可能性が認められないときには、建造物の一体性が否定され、現住建造物等放火罪にはならない。(なお、建造物の一体性が否定されても、現住部分への延焼の意図と可能性があれば、現住建造物等放火罪の未遂の余地は残る。)

さて、建造物の一体性の判断はどのように判断されてきているのであろうか。また、延焼可能性はその判断においてどこに位置を占めているのであろうか。最高裁では、最二決平成元年7月7日判時1326号157頁が、鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根12階の建集合住宅であるマンションのほぼ中央部に設置されたエレベータ内部への放火について、(最一判昭和25年12月14日刑集4巻12号2548頁を引用しつつ)「毀損しなければ取り外すことができない状態にある」場合には建造物たる本件マンションの一部を構成するとして、刑法108条の放火罪を認めた原判決を維持したものがある。

また、最三決平成元年7月14日刑集43巻7号641頁(平安神宮事件)は、人のいる社務所、守衛詰所と木造の回廊等で繋がっていた無人の平安神宮社殿(の一部である祭具庫西側板壁付近)への放火について、「右社殿は、その一部に放火されることにより全体に危険が及ぶと考えられる一体の構造であり、また、全体が一体として日夜人の起居に利用されていたものと認められる。そうすると、右社殿は、物理的に見ても、機能的に見ても、その全体が一個の現住建造物であつたと認めるの

が相当である」として、現住建造物等放火罪を認めている。

下級審の裁判例には、耐火構造のマンションの空室に放火した事案で、「耐火構造の集合住宅として建築されたものであるけれども、外廊下に面した各室の北側にはふろがまの換気口が突出しており、南側ベランダの隣室との境はついたて様の金属板で簡易な仕切りがなされているにすぎなくて、いったん内部火災が発生すれば、火炎はともかく、いわゆる新建材等の燃焼による有毒ガスなどがたちまち上階あるいは左右の他の部屋に侵入し、人体に危害を及ぼすおそれがないとはいえず、耐火構造といっても、各室間の延焼が容易ではないというだけで、状況によっては、火勢が他の部屋へ及ぶおそれが絶対にないとはいえない構造のものであることが明らかである。」として現住建造物等放火罪を認めたものもある(東京高判昭和58年6月20日刑月15巻4~6号299頁)。

他方で、鉄筋10階建マンションの1階の一画にあり、夜間無人となる医院への放火について、「本件医院は、すぐれた防火構造を備え、一区画から他の区画へ容易に延焼しにくい構造となっているマンションの一室であり、しかも、構造上及び効用上の独立性が強く認められるのであるから、放火罪の客体としての性質は該部分のみをもつてこれを判断すべく、本件建物が外観上一個の建築物であることのみを理由に、右医院と右マンション二階以上に住む七〇世帯の居住部分を一体として観察し、現住建造物と評価するのは相当でないというべき」として、現住部分との一体性を否定して刑法109条1項の放火罪としたものもある(仙台地判昭和58年3月28日刑月15巻3号279頁)。

以上のように、判例・裁判例においては、(現住・現在部分への)延焼可能性や構造上・効用上の一体性(ないし独立性)の有無が問題となっている。これに鑑みて、建造物の一体性の判断には、物理的一体性(構造上の一体性)や延焼可能性、機能的一体性が必要であるとの説明がなされることがある。もっとも、このような延焼可能性や機能的一体性と建造物の一体性との関係をどのように理解すれば良いかが問題となってくる。

学説では、建造物の外観・構造・物理的接続性のほか、延焼の可能性などの諸事情も考慮して一個の建造物かを決める見解が多いように思われるが、その場合でも、機能的一体性を考慮するのか、延焼可能性を一体性の必要条件とみるのか十分条件とみるのかによって、結論は変わってくる。

機能的一体性については、これのみで物理的一体性がなくとも建造物の一体性を認め現住建造物等放火罪になるという見解もある(この点、大判大正3年6月9日刑録20輯1147頁を参照)。もっとも、機能的一体性という基準の不明確さや、物理的には別個の建物が隣接していても使われ方によって建造物が一体か否かが変わってしまうという問題が指摘されている。また、物理的に別個の建造物を一つの建造物というには文言上も不自然さが残り、現住建造物においては基本的にはその内部で人が火災にさらされる危険が問題となっているのであって、そもそも物理的一体性が認められない場合には建造物の一体性が否定されるべきである等批判もされている。

それに鑑みて、学説では、機能的一体性は、(物理的一体性・延焼の可能性を前提として)延焼可能性の弱い場合に補完的に一体性を基礎づけ得るにすぎない等、機能的観点から一体性判断を行うことには慎重な見解が多い。なお、最高裁の事案でも、構造上の一体性がそもそも認められる事案であり、もっぱら機能的一体性のみで建造物の一体性を認めたわけではない点に注意が必要である。

また、延焼可能性については、物理的一体性の判断において考慮する見解が多い。前掲最決平成元年7月14日も「その一部に放火されることにより全体に危険が及ぶと考えられる一体の構造」としている。そして、現住部分への延焼可能性がない場合には、物理的一体性を否定する見解が多い。(な

お、たとえ隣家との距離が数十センチメートルしか離れていない空き家に放火しても、延焼可能性はあれど一体性はないであろう。その意味では、延焼可能性は一体性の必要条件とする方が良いように思われる。)

下級審でも、ホテルの無人の研修棟(鉄筋コンクリート造平屋建)に放火したが、宿泊棟とは二本の渡り廊下で連結された構造になっていた事案において、「非現住・非現在の建物から現在の建物へ延焼する可能性が全く認められない場合にまで、それら複数の建物を一個の現在建造物と評価することは許されないというべき」として、非現住建造物等放火罪としている。(機能的一体性はあまり重視されていない。)

なお、その判断において、北西側渡り廊下には宿泊棟側の端に鋼鉄板の防火シャッターが設置されていたが、「このような防火設備及び材質等に鑑みると、本件証拠関係の下で、同渡り廊下を経由して研修棟から宿泊棟へ延焼する蓋然性を認めるには合理的疑いが残ると言わざるを得ない」とし、検察官の行った延焼可能性についての抽象的な指摘のみでは、防火シャッターの延焼防止装置としての有効性を否定することはできないとしている。このように、延焼可能性の検討に際しては、防火構造や防火設備についての検討は欠かせない。

さて、本設問である(本問は、前述の仙台地判昭和58年3月28日をベースにしたものである)。本問のAマンションは、C所有の鉄筋5階建のマンションで、2階以上に居住者がおり、同マンションの1階には、B医院のほか、玄関ホール、車庫、電気室等が存在していた。そして、B医院は、同マンションの他の区画と鉄筋コンクリート製の壁、天井などで画された独立した区画となっていた。また、同マンションは、他区画へは容易に延焼しない優れた防火構造を有する建物であり、各区相互間には開口部が全くないため、これらの部分から他の区画へ延焼することは考えられないものであった。そして、B医院は、入院設備はなく当直員なども置いていないため夜間は無人となっていた、という事案である。

マンションの1階が店舗等という形態は実生活でもときおり目にするが、外観上は一つのマンションに見えることが多い。本間でも、Aマンションの1階は、B医院以外にも、玄関ホールや車庫、電気室等が存在していた。もっとも、本間では、B医院は、他の区画と鉄筋コンクリート製の壁、天井などで画された独立した区画となっている。そして、Aマンションは、他区画へは容易に延焼しない優れた防火構造を有する建物であり、各区相互間には開口部が全くないため、これらの部分から他の区画へ延焼することは考えられないものであったとある。これらのことは物理的一体性を検討する際には、考慮してほしい。

さて、物理的一体性を肯定するために延焼可能性が必要であるとすれば、上記のようなマンションである本間で、延焼可能性は認められるのであろうか。延焼可能性の程度がどの程度であれば延焼可能性を認めるに足りるかについて、最高裁は明確にはしていない。下級審では、前掲のように東京高判昭和58年6月20日が、「状況によっては、火勢が他の部屋へ及ぶおそれが絶対にないとはいえない構造」であるとしており、この程度でも足りるとの理解もあり得る。

もっとも、この事案は、耐火構造のマンションではあったが、北側にはふろがまの換気口が、南側 ベランダの隣室との境はついたて様の金属板で簡易な仕切りがなされているにすぎないものであっ た。そのため、上階、左右の部屋に有毒ガスが及ぶし、開口部を通じて炎や熱により生じ得る延焼も、 容易ではないというだけであったというものである。室内の火災では開口部から炎や熱で延焼が起こ ってしまうが、そのような点でも構造的に「火勢が他の部屋へ及ぶおそれが絶対にないとはいえない 構造」であったわけである。

本問では、B医院と他の区画との間には開口部が全くないものであり、仮に延焼するとしても、本 問にあるような悪条件の重なったごく例外的な場合に限られていた。このような事情に触れつつ、延 焼可能性が認められるかを検討してほしい。

なお、Aマンションの住人等がB医院内を通ることなく住居部分に入り、B医院の患者等もまたAマンションの玄関ホールからB医院に入ることはないと考えられれば、また、夜間、B医院は無人となり管理人等が立ち入ったりすること等もないとすれば、機能的一体性は否定されよう。

<講評>

放火罪の検討に先立ち、毀棄罪の検討を行う答案がいくつか見られた。基本的に、重い罪から検討し、 それが否定された場合に軽い罪の検討に移れば良い。

放火罪に関して、まず、建造物の一体性の問題に触れていない答案が三分の一ほどあった。また、焼 損につき、その定義を書けていないものもあったので、注意されたい。

そして、住居等侵入罪について触れていない答案もいくつかあった。罪数につき、牽連犯の誤字がいくつか見受けられた。これらの点も注意されたい。

以上